



ご存知ですか？

ふるさとくまもと応援寄附金

これを使って「熊本いのちの電話」を応援して下さい！

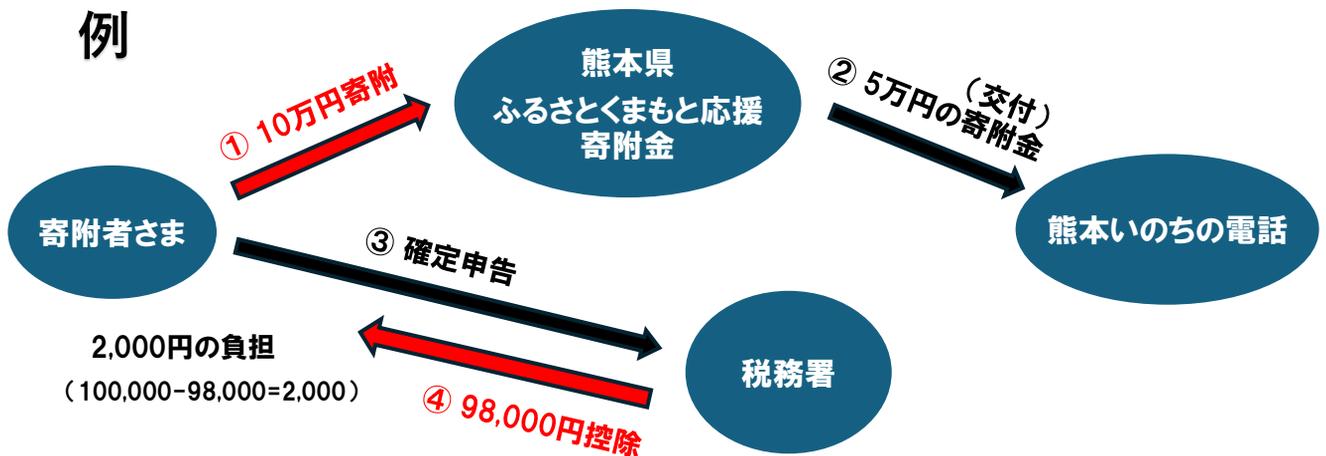
Q1 ふるさと納税とどう違いますか？

A1 同じ仕組みです。ただし、熊本県がボランティア団体等を支援する目的で令和2年に作られましたが、あまり知られていません。

Q2 どうやって寄附するのですか？

A2 ふるさと納税と基本同じですが、寄附先を「熊本いのちの電話」に指定して頂くことで、寄附金額の半分が当団体に交付されます。一律2,000円のご負担はあります。

例



Q3 寄附はいくらまで出来ますか？

A3 収入や家族構成、納税額により違います。裏面の「控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安」などを参考にして下さい。

↓ 詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人 熊本いのちの電話

事務局(平日10時~17時)

木村美由紀 096-354 - 4343

あなたの応援寄附金で
誰かの命が救えます

熊本いのちの電話へのご支援のお願い

社会福祉法人熊本いのちの電話は、死にたいほど辛い思いをしている方からの電話相談を年中無休で受けているボランティア団体です。現在約130名の電話相談員が悩める方に寄り添い自殺予防に取り組んでいます。当団体は個人、法人からのご寄附のみで運営していますが恒常的に資金が不足しています。何卒応援よろしく願いいたします。

控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

下記の表は、ふるさと納税をする方の給与収入とその家族構成のパターン別のふるさと納税額(年間上限)の目安一覧です。この目安の上限金額から2,000円を引いた全額が所得税及び個人住民税から控除されます。

あくまでも目安であり、具体的な計算は、シミュレーションをされるかお住まいの市区町村にお尋ねください。

	ふるさと納税をする方の給与収入	ふるさと納税をする方の家族構成						
		独身 又は 共働き	夫婦	共働き+子1人 (高校生)	共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
	500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
	525万円	65,000	56,000	56,000	49,000	44,000	40,000	31,000
	550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
	575万円	73,000	64,000	64,000	61,000	56,000	48,000	39,000
	600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
	625万円	81,000	73,000	73,000	70,000	64,000	61,000	48,000
	650万円	97,000	77,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
	675万円	102,000	81,000	81,000	78,000	73,000	70,000	62,000
	700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
	725万円	113,000	104,000	104,000	88,000	82,000	79,000	71,000
	750万円	118,000	109,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
	775万円	124,000	114,000	114,000	111,000	105,000	89,000	80,000
	800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
	825万円	135,000	125,000	125,000	122,000	116,000	112,000	90,000
	850万円	140,000	131,000	131,000	127,000	121,000	118,000	108,000
	875万円	146,000	137,000	136,000	132,000	126,000	123,000	114,000
	900万円	152,000	143,000	141,000	138,000	132,000	128,000	119,000
	925万円	159,000	150,000	148,000	144,000	138,000	135,000	125,000
	950万円	166,000	157,000	154,000	150,000	144,000	141,000	131,000
	975万円	173,000	164,000	160,000	157,000	151,000	147,000	138,000
	1000万円	180,000	171,000	166,000	163,000	157,000	153,000	144,000
	1100万円	218,000	202,000	194,000	191,000	185,000	181,000	172,000
	1200万円	247,000	247,000	232,000	229,000	229,000	219,000	206,000
	1300万円	326,000	326,000	261,000	258,000	261,000	248,000	248,000
	1400万円	360,000	360,000	343,000	339,000	343,000	277,000	277,000
	1500万円	395,000	395,000	377,000	373,000	377,000	361,000	361,000

○上記の表は給与所得者のケース（給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。）です。

- ※ 「共働き」は、ふるさと納税をした方が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。
- ※ 「夫婦」は、ふるさと納税をした方の配偶者に収入がないケースを指します。
- ※ 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※ 中学生以下の子供は（控除額に影響がないため）、計算に入れる必要はありません。

(注1) 年金収入のみの方や事業者の方は、上記とは異なります。(注2) 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定。